医療情報・システム基盤整備体制充実加算の改定

名称		点数		対象者
		3月末まで	4～12月	
医療情報・システム基盤整備体制充実加算 1	初診	4点	6点	・保険証等など、マイナンバーカード以外で資格確認した患者 ・マイナンバーカードによる資格確認時、診療情報の取得に同意しなかった患者 ・マイナンバーカードが破損等により利用できない患者や、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書が失効している患者
医療情報・システム基盤整備体制充実加算 3	再診	—	新設 2点	
医療情報・システム基盤整備体制充実加算 2	初診	2点	2点	・保険証と紐付けたマイナンバーカードで資格確認し、診療情報の取得に同意した患者 ・他医療機関から診療情報の提供があった患者

診療行為名称	点数	請求コード
医療情報・システム基盤整備体制充実加算1（初診）	6点	【医科】111015970 【歯科】301100270
医療情報・システム基盤整備体制充実加算2（初診）	2点	【医科】111016070 【歯科】301100370
医療情報・システム基盤整備体制充実加算3（再診）（経過措置）	2点	【医科】112026570 【歯科】301117370
医療情報・システム基盤整備体制充実加算1（医学管理等）	6点	【医科】113045070 【歯科】302015770
医療情報・システム基盤整備体制充実加算2（医学管理等）	2点	【医科】113045170 【歯科】302015870
医療情報・システム基盤整備体制充実加算3（医学管理等・経過措置）	2点	【医科】113045270 【歯科】302015970

施設基準

以下のすべてを満たしていること。

① オンライン請求を行っている。※
② オンライン資格確認を行っている。
③ オンライン資格確認を行っていること、質の高い診療を実施するための十分な情報を取得、活用して診療を行うことについて、保険医療機関の見やすい場所とホームページ等に提示している。

※現在オンライン請求を行っていない医療機関も、様式2の5を用いて「令和5年12月31日までに電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を開始する予定である」旨を厚生局に届け出れば、加算1～3の算定が可能です。なお、令和5年4月1日から算定を開始するには、厚生局に4月10日必着でメール、もしくは郵送で届出を行う必要がありますのでご注意ください。